

新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店応援制度実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組む飲食店を広く紹介することにより、営業者の感染症対策の取組を応援するとともに、消費者が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進する。

2 事業内容

山口県内（下関市を含む。）で営業する飲食店のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組む店舗を「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」（以下「取組宣言店」という。）として募集し、取組宣言店の情報を県が作成するウェブサイト（以下「応援サイト」という。）に掲載して紹介するとともに、取組内容を表示する店頭掲示用ポスターを配付する。

3 対象飲食店

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組として、別記「取組指針」の各区分に掲げる取組項目をそれぞれ1つ以上実践することを宣言する飲食店

4 手続等

(1) 申込方法

新型コロナウイルス対策の実践を宣言する店舗の営業者は、様式1（新型コロナウイルス対策取組宣言書。以下「宣言書」という。）を県生活衛生課又は県食品衛生協会（以下「事務局」という。）に郵送、メール又はFAXにより提出する。

(2) 県ウェブサイトへの掲載及びポスターの配付

事務局は、宣言書の内容を審査し、適当と認めたときはこれを取組宣言店として、取組内容等を応援サイトに掲載するとともに、店舗で実践する取組項目を表示する店頭掲示用ポスター（新型コロナ対策取組ポスター。以下、「取組ポスター」という。）を取組宣言店に配付する。

5 掲載事項の変更等

(1) 変更の届出

- ① 取組宣言店の営業者は、応援サイトの掲載事項に変更が生じたときは、様式2により事務局に届け出るものとする。
- ② 事務局は、届出の内容を審査し、応援サイトの掲載事項を修正するとともに、必要に応じて取組ポスターを取組宣言店に配付する。

(2) 掲載の取下げ

- ① 取組宣言店の営業者は、取組の実施が困難になり、又は店舗を廃止する等の理由により取組を廃止するときは、様式3により事務局に届け出るものとする。
- ② 事務局は、届出の内容を審査し、応援サイトから掲載事項を削除する。

(3) 掲載の取り消し

事務局は、取組宣言店が掲載要件を満たさなくなった場合、又はこの事業の信用を失墜させるような行為を行った場合等において、掲載が適当でないと判断したときは、応援サイトへの掲載を取り消すことができる。

(4) 取組ポスターの再配付

取組宣言店の営業者は、取組ポスターを紛失、破損又は汚損した場合、様式4により事務局に取組ポスターの再配付を申請することができる。

6 その他

取組宣言店は、取組状況の調査その他事務局が実施する各種調査に協力するものとする。

別記 <取組指針>

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の区分と取組項目

区 分	取 組 項 目
お客様の感染防止につながる取組	<ul style="list-style-type: none">・手指の消毒設備の設置・密接・密集を避ける店内誘導・密接・密集を避けた配席・接客時の間隔の確保・お客様ごとに料理を提供・会計時の接触機会の削減
従業員の安全衛生管理の取組	<ul style="list-style-type: none">・マスク等の着用・従業員の健康チェック・こまめな手洗い
店内の衛生管理の取組	<ul style="list-style-type: none">・店内・設備のこまめな清掃・消毒・換気の徹底